

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表
(追加提出議案)

令和 7 年

奈良市議会 6 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (令和7年政令第200号)	4 制定改廃 の概要	1. 公費負担限度額の引上げ (1) 選挙運動用ビラの作成単価(1枚当たり)(第5条の2、 第5条の4関係) 現行 7円73銭 改正後 8円38銭 (2) 選挙運動用ポスターの作成単価(第8条関係) ア ポスター掲示場の数が500以下である場合(1枚当 り) 現行 541円31銭 改正後 586円88銭 イ ポスター掲示場の数が500を超える場合(500を超 える数1枚当たり) 現行 28円35銭 改正後 30円73銭
3 制定改廃 の理由	・上記の政令の一部改正により、国会議員の 選挙における選挙運動費用の公費負担額に ついて、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポ スターの作成単価に係る限度額の引上げが 行われたことから、本市における市議会議 員及び市長の選挙運動の公費負担額につい ても、同様に限度額の引上げを行うため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	選挙管理委員会事務局

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第5条の4 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところによ	(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第5条の2 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第5条の4 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところによ

現行	改正案
り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）	4 制定改廃 の概要	1. 報酬の額について引き上げる。（別表第 1 関係） （改定後の報酬額） 選挙長 選挙 1 回につき 1 2, 2 0 0 円 投票所の投票管理者 日額 1 4, 5 0 0 円 期日前投票所の投票管理者 日額 1 2, 8 0 0 円 開票管理者 選挙 1 回につき 1 2, 2 0 0 円 投票所の投票立会人 日額 1 2, 4 0 0 円 期日前投票所の投票立会人 日額 1 0, 9 0 0 円 開票立会人 選挙 1 回につき 1 0, 1 0 0 円 選挙立会人 選挙 1 回につき 1 0, 1 0 0 円
3 制定改廃 の理由	・ 上記の法律の一部改正に伴い、選挙長並びに投開票の管理者及び立会人の報酬額について、本市においても同様の額の引上げを行うため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	選挙管理委員会事務局

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																																
(報酬) 第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。 2 略 (費用弁償) 第3条 別表第1に掲げる者がその職務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により副市長に相当する額を費用弁償として支給する。 別表第1（第2条・第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報酬額</th></tr> <tr> <th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>選挙1回につき 10,800円</td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>日額 12,800円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 11,300円</td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>選挙1回につき 10,800円</td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>日額 10,900円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 9,600円</td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>選挙1回につき 8,900円</td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>選挙1回につき 8,900円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 備考 略	報酬額		支給区分	報酬額	略	略	選挙長	選挙1回につき 10,800円	投票所の投票管理者	日額 12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	開票管理者	選挙1回につき 10,800円	投票所の投票立会人	日額 10,900円	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	開票立会人	選挙1回につき 8,900円	選挙立会人	選挙1回につき 8,900円	略	略	(報酬) 第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表____のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。 2 略 (費用弁償) 第3条 別表____に掲げる者がその職務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により副市長に相当する額を費用弁償として支給する。 別表____（第2条・第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報酬額</th></tr> <tr> <th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>選挙1回につき 12,200円</td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>日額 14,500円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 12,800円</td></tr> <tr> <td>開票管理者</td><td>選挙1回につき 12,200円</td></tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td><td>日額 12,400円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 10,900円</td></tr> <tr> <td>開票立会人</td><td>選挙1回につき 10,100円</td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>選挙1回につき 10,100円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 備考 略	報酬額		支給区分	報酬額	略	略	選挙長	選挙1回につき 12,200円	投票所の投票管理者	日額 14,500円	期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円	開票管理者	選挙1回につき 12,200円	投票所の投票立会人	日額 12,400円	期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円	開票立会人	選挙1回につき 10,100円	選挙立会人	選挙1回につき 10,100円	略	略
報酬額																																																	
支給区分	報酬額																																																
略	略																																																
選挙長	選挙1回につき 10,800円																																																
投票所の投票管理者	日額 12,800円																																																
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円																																																
開票管理者	選挙1回につき 10,800円																																																
投票所の投票立会人	日額 10,900円																																																
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円																																																
開票立会人	選挙1回につき 8,900円																																																
選挙立会人	選挙1回につき 8,900円																																																
略	略																																																
報酬額																																																	
支給区分	報酬額																																																
略	略																																																
選挙長	選挙1回につき 12,200円																																																
投票所の投票管理者	日額 14,500円																																																
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円																																																
開票管理者	選挙1回につき 12,200円																																																
投票所の投票立会人	日額 12,400円																																																
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円																																																
開票立会人	選挙1回につき 10,100円																																																
選挙立会人	選挙1回につき 10,100円																																																
略	略																																																